

令和4年10月13日
青森県総務部
青森県出納局

指名停止措置の概要

1 指名停止対象業者

商号又は名称 中外テクノス株式会社
所在地又は住所 広島県広島市西区横川新町9-12

2 指名停止の期間

令和4年10月13日から令和5年10月12日まで

3 指名停止の理由

広島市の発注業務において、独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日、排除措置命令及び課徴金納付命令等を受けたことによる。

問い合わせ先

財産管理課 電話 017-734-9094

会計管理課 電話 017-734-9099

